

○浦添市立図書館雑誌スポンサー制度実施規程

令和4年11月8日

教育長訓令甲第3号

改正 令和5年11月30日教育長訓令甲第3号

(目的)

第1条 この訓令は、浦添市立図書館（以下「図書館」という。）に配架する図書館資料を広告媒体として活用することにより、雑誌コーナーの充実及び図書館経費の効率的な運用を図り、もって図書館サービスの向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者等 事業所又は店舗等を有する企業、個人事業主その他の団体をいう（個人を除く。）。
- (2) 雑誌スポンサー制度 図書館において一般の利用に供する雑誌の購入費を負担する雑誌スポンサーが、当該雑誌その他の広告媒体にスポンサーの名称及び広告を掲載する制度をいう。

(雑誌スポンサーの資格)

第3条 事業者等が、次のいずれかに該当する場合は雑誌スポンサーになることができない。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反した場合
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第2項に規定する風俗営業者又はこれに類する場合
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中の場合
- (4) 市の入札参加資格において指名停止措置を受けている場合
- (5) 暴力団、暴力団の構成員その他これらに準ずる場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育長が広告の掲載を行うことが適当でないと認める場合

(広告媒体)

第4条 雑誌スポンサーが広告等を掲載することができる媒体は、次に掲げるものとする。ただし、第2号から第7号までの媒体に広告を掲載できる者は、第1号に掲げる雑誌のスポンサーに限る。

- (1) 雑誌スポンサーが提供する雑誌（以下「提供雑誌」という。）の最新号

- (2) 提供雑誌のバックナンバー
 - (3) 図書館が情報発信のため利用しているSNS等
 - (4) 図書館だより
 - (5) 提供雑誌が配架されている雑誌架
 - (6) 図書館館報
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、教育長が認めたもの
- (令5 教育長訓令甲3・一部改正)

(規格等)

第5条 前条各号の掲載規格及びその位置は、別表のとおりとする。

2 配架位置は図書館が決定する。

3 前2項の規定にかかわらず、雑誌スポンサーの希望により広告を掲載しないことができる。

(掲載基準)

第6条 広告の内容が次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合は、当該広告は掲載しない。

- (1) 法令に違反し、又は抵触するもの
 - (2) 児童又は青少年の育成に悪影響を与えるもの
 - (3) 政治、宗教又は思想に関する主張、批判等を内容とするもの
 - (4) 意見広告など特定の主義主張を目的とするもの
 - (5) 求人広告その他これに類するもの
 - (6) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
 - (7) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業に関するもの
 - (8) 社会問題についての意見広告その他主義主張の宣伝に関するもの
 - (9) 個人の名刺広告その他個人の宣伝に関するもの
 - (10) 虚偽又は誇大な表現を用いているもの
 - (11) 他人の権利利益を侵害するもの
 - (12) 市が推奨しているかのような誤解を与えるもの
 - (13) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するもの
 - (14) 図書館の品位、公共性又は公益性を損なうもの
 - (15) 広告主の名称、住所、連絡先等が表示されていないなど責任の所在が不明確であるもの
 - (16) 前各号に掲げるもののほか、教育長が適当でないと認めるもの
- (提供雑誌)

第7条 雑誌スポンサーは、図書館が作成した雑誌リストの中から提供雑誌を選定する。この場合において、選定できる雑誌は5点以内とする。

(申請)

第8条 雑誌スポンサーを希望する者は、教育長が定める募集期間（以下「募集期間」という。）において浦添市立図書館雑誌スポンサー申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて申請することができる。

- (1) 事業所概要書
- (2) 広告案
- (3) その他教育長が必要と認める書類

2 募集期間終了後の申請は、選定されていない雑誌に限り、随時受け付ける。

(決定)

第9条 教育長は、前条の規定による申請があったときは、雑誌スポンサーの資格の適否、広告の内容を審査し、浦添市立図書館雑誌スポンサー決定通知書（様式第2号）により申請者へ通知する。

- 2 同一雑誌に複数の申込みがある場合は、先着順により雑誌スポンサーを決定する。
- 3 前項の規定にかかわらず、提供雑誌が翌年度以降も継続される場合は、当該雑誌を提供する雑誌スポンサーを優先する。

(契約)

第10条 申請者が前条第1項の規定により雑誌スポンサーに決定されたときは、教育長が指定する日までに次に掲げる行為を行うものとする。

- (1) 浦添市立図書館雑誌スポンサー覚書（様式第3号）による契約の締結
- (2) 掲載する広告物の提出
- (3) 図書館指定の納入業者から提供雑誌の購入

2 前項に規定する契約の期間は、契約締結日から翌年3月31日までとする。ただし、契約期間満了日の3か月前までに教育長又は雑誌スポンサーのいずれからでも契約の更新を行わない旨の書面による申し入れがない場合は、同じ条件で自動更新されるものとする。

(令5教育長訓令甲3・一部改正)

(雑誌の提供等)

第11条 雑誌スポンサーの提供雑誌は、図書館指定の納入業者が納入するものとする。

- 2 雑誌の購入及び広告の作成に係る費用は、雑誌スポンサーが負担する。
- 3 提供雑誌の所有権は、市に帰属する。

(広告の掲示期間)

第12条 広告の掲示期間は、提供雑誌の所蔵期間とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 提供雑誌が探索、回収の努力にもかかわらず所在不明又は回収不能となった場合
- (2) 利用提供中に提供雑誌の汚破損等が判明し、利用が困難になった場合
(教育長からの解約)

第13条 教育長は、雑誌スポンサーが次に掲げる事由に該当すると認めるときは、浦添市立図書館雑誌スポンサー解約通知書（様式第4号）により雑誌スポンサーに通知し、締結した契約を解約することができる。

- (1) 市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為をしたとき。
- (2) 社会的信用を著しく損なう不祥事を起こしたとき。
- (3) 第3条各号のいずれかに該当すると認めるとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により広告の掲載を行ったとき。
- (5) 雑誌を提供することができなくなったとき。

(令5教育長訓令甲3・一部改正)

(スポンサーからの解約)

第14条 雑誌スポンサーは、契約期間の途中において雑誌の提供を中止するときは、3か月前までに書面で教育長へ届け出なければならない。

- 2 提供雑誌が休刊、廃刊その他の事由により引き続き広告掲載をすることが困難であるときは、別の雑誌を提供又は当該提供雑誌を終了することができる。

(令5教育長訓令甲3・一部改正)

(広告内容に関する責任)

第15条 雑誌スポンサーは、掲載する広告の内容について一切の責任を負うものとする。

- 2 雑誌スポンサーは、広告掲載の権利を第三者に譲渡してはならない。

(免責事項)

第16条 雑誌スポンサーの解約若しくは広告掲載の中止又は図書館の休館によって生ずる損害は、市はその責めを負わない。

(庶務)

第17条 雑誌スポンサー制度に関する庶務は、社会教育推進課が処理する。

(その他)

第18条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
(雑誌スポンサー選定及び審査委員会の廃止)
- 2 雑誌スポンサー選定及び審査委員会設置要領（平成25年訓令乙第2号）は廃止する。

附 則（令和5年11月30日教育長訓令甲第3号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- 2 この訓令の施行に必要な準備行為は、この訓令の施行の日前においても行うことができる。

別表（第5条関係）

広告媒体	方法
第4条第1号及び 同条第2号	<ol style="list-style-type: none">1 広告は、雑誌表紙及びその裏表紙に掲示することができる。2 表紙にはスポンサー名を表示し、掲載サイズは、縦6cm×横13cm以内、掲載位置はおおむね雑誌底辺より4cm上部の中央とする。3 裏表紙にはスポンサー広告を表示し、掲載サイズは、縦横各17cm以内とし、掲載位置はおおむね雑誌の天部より1cm下部の中央とする。4 雑誌の判型及び装備により、図書館による広告サイズの指定又は掲示位置の調整を行う。
第4条第3号から 同条第6号まで	スポンサー名を表示し、掲載位置及び掲載サイズは教育長が決定する。
第4条第7号	雑誌スポンサーと図書館が協議して決定する。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

浦添市教育委員会 教育長 殿

住所〒

会社名・団体名(商号)

代表者名

浦添市立図書館雑誌スポンサー申込書

浦添市立図書館雑誌スポンサー制度実施規程第8条の規定により、次のとおり申請します。

1 実際に支援する雑誌タイトル数 (タイトル)

2 希望雑誌

希望優先順位	希望雑誌名
1	
2	
3	
4	
5	

3 添付書類

- ☐ 事業所概要書（パンフレット等）
☐ 広告案（見本）

4 広告媒体

- ☐ 館報 ☐ 雑誌(最新号) ☐ 雑誌(バックナンバー)
☐ 図書館が情報発信のため利用しているSNS等
☐ 図書館日より ☐ 提供雑誌が配架されている雑誌架

5 担当者連絡先

部署・担当者名	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	

様式第2号（第9条関係）

年 月 日

住所〒

会社名・団体名(商号)

代表者名

浦添市教育委員会
教育長 印

浦添市立図書館雑誌スポンサー決定通知書

浦添市立図書館雑誌スポンサー制度実施規程第9条の規定により、次のとおり決定します。

1 掲載雑誌

1	
2	
3	
4	
5	

- 2 スポンサー期間 年 月 日 ～ 年 月 日まで
※期間の満了する日の3か月前までに更新を行わない旨の申し入れがない場合は
同じ条件で1年間自動更新されるものとし、その後も同様とします。

3 納入業者

書店名	
住所	
担当者名	
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	

4 備考

--

様式第3号（第10条関係）

浦添市立図書館雑誌スポンサー覚書

浦添市教育委員会教育長（以下「甲」という。）及び
（以下「乙」という。）は、雑誌の寄贈等に関し、以下のとおり覚書を取り交
わす。

（雑誌購入費用等の負担）

第1条 乙は、浦添市立図書館雑誌スポンサー制度実施規程（以下「実施規
程」という。）を遵守し、次の雑誌の購入代金を負担して、これを甲に提
供する。

No	雑誌名	掲出期間	掲出誌巻号	金 額
1				
2				
3				
4				
5				

2 乙は、前項の購入代金を甲が指定する雑誌納入業者に直接支払うものと
する。

3 雑誌の購入及び広告の作成に係る一切の費用は乙の負担とする。
（広告媒体）

第2条 乙が広告等を掲載することができる媒体は、次に掲げるものとする。

（1）乙が提供する雑誌（以下「提供雑誌」という。）の最新号

（2）提供雑誌のバックナンバー

（3）図書館が情報発信のため利用しているSNS等

（4）図書館だより

（5）提供雑誌が配架されている雑誌架

（6）図書館館報

（広告の契約期間）

第3条 乙が雑誌の購入代金を負担する期間は、 年 月 日から
年 月 日とする。

2 前項の期間が満了する日の3か月前までに甲乙いずれからも更新を行
わない旨の書面による申し入れがない場合は、同じ条件で1年間更新さ
れるものとし、その後も同様とする。

（甲の解約）

第4条 次に掲げる事由に該当すると認めるときは、浦添市立図書館雑誌ス
ポンサー解約通知書（様式第4号）により雑誌スポンサーに通知し、締結
した契約を解約することができる。

（1）市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行
為をしたとき。

（2）社会的信用を著しく損なう不祥事を起こしたとき。

（3）実施規程第3条各号のいずれかに該当すると認めるとき。

（4）偽りその他不正な手段により広告の掲載を行ったとき。

（5）雑誌を提供することができなくなったとき。

（乙の解約）

第5条 乙は、契約の期間途中において雑誌の提供を中止するときは、3か月前までに書面で甲へ届け出なければならない。

2 提供雑誌が休刊、廃刊その他の事由により引き続き広告掲載をすることが困難であるときは、別の雑誌を提供又は当該提供雑誌を終了することができる。

(広告主の責務)

第6条 乙は、掲載する広告の内容について一切の責任を負うものとする。

2 乙は、広告掲載の権利を第三者に譲渡してはならない。

(協議事項)

第7条 本覚書及び実施規程に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲及び乙は実施規程の趣旨に則り誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本覚書は2通作成し、甲乙署名捺印の上、各1通を保管するものとする。

年 月 日

甲

〒901-2501

浦添市安波茶1丁目1番1号

浦添市教育委員会

教育長

乙

(住所)

(会社名・団体名・商号)

(役職・代表者名)

様式第 4 号（第 13 条関係）

年 月 日

殿

（住所）
（組織名称）
（役職・氏名）

浦添市立図書館雑誌スポンサー解約通知書

浦添市立図書館雑誌スポンサー制度実施規程第 13 条の規定により、次のとおり雑誌スポンサーを解約します。

解約日	年 月 日
提供雑誌名	
解約理由	